

(趣旨)

第 1 条 この規程は、佐世保市下水道条例（平成11年条例第40号。以下「条例」という。）第 8 条第 4 項の規定に基づき佐世保市下水道排水設備指定工事店に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第 1 項に規定する排水設備の工事（新設、増設、改築及び撤去を含む。以下「工事」という。）をいう。
- (2) 下水道排水設備指定工事店 条例第 7 条の規定に基づき、排水設備工事の施工ができるものとして、佐世保市下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した工事業者（以下「指定工事店」という。）をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 長崎県下水道協会（以下「協会」という。）に登録した者（以下「責任技術者」という。）をいう。
- (4) 下水道排水設備工事責任技術者証 長崎県下水道協会長が、責任技術者に発行する証明証（以下「責任技術者証」という。）をいう。

(技能を有する者の指定)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項第 1 号に規定する技能を有する者とは、協会が実施する試験等で、工事の施工に関して相当の技能を有すると認められ、協会に責任技術者として登録した者とする。

(指定工事店の欠格要件)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項第 4 号で定める欠格要件は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 工事業者（法人にあつては代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ていない場合
- (2) 工事業者（法人にあつては代表者）が責任技術者としての登録を取り消されてから 2 年を経過していない場合
- (3) 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
- (4) 法人であつて、その役員のうちに前 3 号のいずれかに該当する者がいる場合

(5) 指定工事店が、第10条の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

2 前項第5号の規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

第5条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 個人の場合は、住民票の写し及び第4条に該当しないことを誓約する書類（別記様式第2号）

(2) 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類

(3) 法人の役員は、第4条第4号に該当しないものであることを誓約する書類（別記様式第2号）

(4) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（別記様式第3号）

(5) 責任技術者の名簿（別記様式第4号）、雇用関係を証する書類及び責任技術者証の写し

(6) 工事の施工に必要な設備及び器材の調書（別記様式第5号）

(7) 営業所所在地が佐世保市の場合は市税に滞納のない証明書、営業所所在地が佐世保市でない場合は所在地における市町税に滞納がない旨の証明書又は市町税納税証明書

(8) その他管理者が必要と認める書類

(指定工事店証)

第6条 管理者は、指定工事店としての指定を行つた工事業者に対し、下水道排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに別記様式第6号による申請書を管理者に提出して再交付を受けなければならない。

4 指定工事店は、第9条第1項による廃止又は休止の届出をするとき、第10条の規定により指定を取り消されたとき及び第11条第1項の規定により指定を一時停止されたときは、管理者に指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い誠実

に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒まないこと。
- (2) 工事は適正な工費で施工すること。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (5) 工事は、条例第6条に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手しないこと。
- (6) 工事は、適切に施工を行うことのできる技能を有する者を従事させ、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工しないこと。
- (7) 排水設備の所有者から修繕工事の請求を受けた工事業者は、遅滞なくこれを行うこと。
- (8) 工事の完成後1年以内に生じた事故等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- (9) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があつた場合は、これに協力するよう努めること。
- (10) 管理者の指定する職員が、工事完成検査を行うに当たり必要があると認めるときは、責任技術者を立ち会わせること。
- (11) 工事完成検査の結果、不合格と決定されたときは、管理者が指定する日までに指定工事店の負担において改修し再度検査を受けること。
- (12) その他管理者が必要であると認めて指示した事項については、これに従うこと。

(指定の更新)

第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、管理者の指定する日までに別記様式第1号の申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類等については、第5条の規定を準用する。

(変更等の届出義務)

第9条 指定工事店は、指定工事店としての営業を廃止し、休止し、又は再開したときは、別記様式第7号により、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

2 指定工事店は、次の各号の一に該当することとなつたときは、速やかに別記様式第8号による

変更届を管理者に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があつたとき。
- (3) 会社名を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 責任技術者に異動があつたとき。
- (6) 電話番号に変更があつたとき。
- (7) その他、届出内容に変更があつたとき。

(指定の取消し)

第10条 管理者は、指定工事店が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 条例第8条第1項第1号から第3号に該当しなくなつたとき。
- (2) 第4条に該当するとき。
- (3) 条例又は管理者が定める規程等に違反したとき。
- (4) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が指定工事店として不適当と認めたとき。

(指定の停止)

第11条 前条第3号及び第4号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は指定の取消しに替えて、6月を越えない期間を定め指定を停止することができる。

2 前条の規定により指定の取消し又は前項の規定により指定の一時停止を受けたため、指定工事店に損害が生じても管理者はその責めを負わない。

(責任技術者の責務等)

第12条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事が完成した際に行われる検査について、管理者の指定する職員が必要があると認めるときは立ち会わなければならない。

3 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事項について、長崎県下水道協会長に通知するものとする。

- (1) 下水道に関する法令、条例又はこの規程に違反したとき。
- (2) 業務に関し不誠実な行為があるときその他管理者が責任技術者として不適当な事実があると認めたとき。

(3) 責任技術者が監理した排水設備工事の業務に関する行為に起因し、指定工事店が下水道に関する法令、条例又はこの規程に違反したとき。

(責任技術者証)

第13条 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係者の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

(兼職)

第14条 責任技術者は、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

(責任技術者の講習会)

第15条 管理者は、責任技術者の技能の維持確認及び最新技術の習得等を目的とする講習会を行うことができる。

(公示)

第16条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消したとき。
- (3) 指定工事店の指定を停止したとき。
- (4) 指定工事店から廃止、休止又は再開の届出があつたとき。

(事務連絡会)

第17条 管理者は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

(業態調査)

第18条 管理者は、指定工事店の業務状況その他について随時調査することができる。

2 指定工事店は、前項の調査を拒み、又は妨害してはならない。

(審査委員会の設置)

第19条 管理者は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として佐世保市下水道排水設備指定工事店審査委員会（以下「指定工事店審査委員会」という。）を設置する。

- (1) 第10条の規定による指定の取消し
- (2) 第11条第1項の規定による指定の停止

2 前項の指定工事店審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(佐世保市下水道技術者に対する経過措置)

第2条 廃止前の佐世保市下水道工事業者に関する規程により、下水道技術者として登録を受けている者及び登録資格を有している者は、平成13年3月31日までは、この規程による責任技術者とみなす。

(佐世保市下水道工事業者に関する規程の廃止)

第3条 佐世保市下水道工事業者に関する規程（昭和51年水道局規程第6号）は、廃止する。

(江迎町の編入に伴う経過措置)

第4条 江迎町の編入の日前に江迎町公共下水道排水設備指定工事店に関する規則（平成15年江迎町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成22年3月29日水道局規程第5号）

この規程は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成23年6月28日水道局規程第10号）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年7月31日水道局規程第13号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日水道局規程第6号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日水道局規程第6号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。